三鷹市中国残留邦人等地域生活支援事業――宇都宮健児さん講演会

震災のあと、改憲のまえ

「不安」の正体をかんがえる

いま、「経済最優先」の政策が進められるなか、貧困状態にある人、震災・原発の被災者や被害者、様々な困難の渦中にある人の声が顧みられていないように思います。違憲とされ、民意を反映しない状態にある選挙制度が改善されない一方で、民意反映との言説で 96 条改憲が持ち上がっています。何かがおかしく、不安を感じます。

長年、貧困問題を抱える一人ひとりに向き合い、社会構造の問題、基本的人権の問題として訴え続けている宇都宮健児さんにお話を伺い、感じる違和感や不安の正体を探りました。(2013 年 6 月 9 日実施、三鷹市との共催)

1. 多重債務問題の背景にあった貧困問題

■弁護士として 8 年目、事務所をクビになって

わたしは弁護士として約 30 年、サラ金・クレジットなどで借金を抱えて困っている人の救済活動や多重債務問題を解決するための立法運動をやってきました。そして、背後にある貧困問題に取り組んできました。

弁護士になると、まずは既存の法律事務所に勤め、事務所の事件をやりながら鍛えられていきます。このような勤務弁護士は、弁護士業界では、居候弁護士、略して「イソ弁」と呼ばれています。イソ弁の 3、4 年間で顧客を増やし、独立していくのが一般的です。しかし、わたしはイソ弁として 8 年勤めましたが、経営者の弁護士から、もう長いんじゃないかと肩たたきにあい、クビになりました。クビになっても、営業能力もなく独立のきっかけがつかめませんでしたから、東京弁護士会に新たなイソ弁先を探しに行きました。弁護士会の職員には苦笑されましたね。情報をもらって就職活動をし、二度目のイソ弁として働くことになったのが 1970 年代終わり頃です。

■年利 100%、厳しい取立のサラ金事件に出会う

その頃、サラリーマン金融、略してサラ金が大きな社会問題になっていました。当時は規制法もなく、多くのサラ金が年利 100%というたいへんな高利でお金を貸し、厳しい取立てをしていました。払えない人は別のサラ金から借りては返しを繰り返し、20 社 30 社と増えていく。そのようなサラ金事件の相談が弁護士会にたくさん来るようになっていました。しかし、当時のサラ金には規制法がなく、暴力団のような取立てをしますし、一人の相談を受けたら 20 社以上を相手にします。弁護士費用が貰えるかという心配もあり、受任する弁護士がおらず弁護士会の職員は困っている状況でした。そこに、弁護士会の職員から、宇都宮さんは暇そうだからサラ金事件をやってもらえないかと連絡がきました。躊躇しましたが、事件が無いよりもあった方が嬉しいですからね。知り合いの弁護士に電話をかけまくってやり方を聞いたんですが、ほとんどの人がやったことがないという、全く新しい事件でした。

「ボケ、カス、この野郎、宇都宮おるか！」。当時のアコム、武富士、プロミス、レイク、みんながこんな調子でした。中には弁護士がついても直接取立てする業者がいて、依頼者から夜中や朝方に電話がきて、電話口で業者とやり合うことが続きました。

すごい取立てを受けて自殺しようと手首を切った傷跡が残っていたり、睡眠薬自殺をはかった人が相談に来ます。弁護士がつけば衝立になって取立てが和らぎますから、最初は深刻な顔をして来られる人も、だんだん顔色が明るくなる。そして借金問題を解決したら笑顔が戻ってくる。やりがいを感じました。

■相談できない人の救済のため立法運動を展開

日本には、貸金業者の金利を規制する法律が 2 つあります。1つは「出資法」、これを超える金利を取ると処罰される金利水準を定めている法律です。もう 1 つは「利息制限法」、これを超える金利の契約をしても超過部分は無効で払う必要はない金利水準を定めている法律です。利息制限法は制限金利が年 15％～20％ですが、罰則がありません。ですから、当時のサラ金やクレジット会社は利息制限法を守りません。当時の出資法の上限金利は年 109.5%でしたから、多くのクレジット・サラ金業者が年利 100％という業者でした。

1980 年頃、弁護士会でサラ金専門相談窓口を作りましたら、ひっきりなしに相談者が来ます。しかし、サラ金苦で自殺や夜逃げ、一家心中という報道が連日ある。弁護士まで辿りつける人は救済できますが、背後にいる何百万人ものサラ金被害者を救済できない。そこで、高利、過酷な取立て、支払能力のない人への過剰融資という「サラ金 3 悪」を規制する立法運動を展開しました。

1983 年、サラ金規制法ができます。具体的には、「出資法」の改正によって上限金利が年 73％、54.75%、40.004%、29.2%と順次引下げられ、「貸金業規制法」の制定によって貸金業をするには登録が必要になりました。また、夜 9 時以降、朝 8 時以前の取立てをしてはいけない、弁護士がついたら直接取立てはいけない等の規制も大蔵省（当時）通達で出されました。

■原因は生活苦・低所得、病気・医療費、失業…

その頃、イソ弁先の弁護士から、品の悪いサラ金事件から手を引くか、それができないなら事務所をやめてほしいと言われました。けれど、他の弁護士にも、人の命がかかっているからサラ金事件を担当してくれと言ってきた自分が、サラ金事件から手を引くわけにはいきません。こうして二度目の事務所もクビになりました。あるのはサラ金事件だけ。弁護士事務所を経営していけるのか、自分は弁護士に向いていないんじゃないかと不安でした。しかしサラ金規制法が施行され、ある出版社から依頼されて書いた解説書が広く読まれ、サラ金事件の相談者が多く来るようになりました。弁護士費用は分割支払でしたが、多くのサラ金事件をやる中で、だんだん事務所が成り立っていくようになりました。

最初の法改正は不十分でしたから、サラ金、クレジット、日掛け金融、商工ローン、ヤミ金融など、どんどん問題が起こります。何度も法改正がなされ、2006 年の法改正で出資法の上限金利が年 20%に引下げられ、出資法の上限金利と利息制限法の間のグレーゾーン金利が撤廃されるとともに、利息制限法の制限金利を超えた貸付ができなくなりました。また、年収の 3 分の 1 を超える貸付も禁止されました。1983 年当時、サラ金業者は約 4 万、現在は約 2300。サラ金最大手の武富士が倒産する状況になり、サラ金問題・多重債務問題はかなり解決に向かっています。ただ、日本弁護士連合会（日弁連）が、破産事件を定期的に分析しているのですが、破産原因は、生活苦・低所得、病気・医療費、失業が大半です。サラ金を規制しても、この人たちの貧困問題はなくならない。多重債務問題の背後にある貧困問題に取り組まないと根本的解決になりません。

2. 広がる貧困、その現状と構造

■仕事を失うと即、野宿生活へ―年越し派遣村

サラ金の取立てから逃れるため夜逃げした人は、居場所がばれないようにと住民票を移動しません。すると、仕事を探すのが大変で、日雇いや派遣、非正規などの不安定就労を余儀なくされます。その結果、ネットカフェで寝泊まりや路上生活を余儀なくされる人も大勢います。住民票が無いと健康保険に入りにくく、病気をしても医者にかかりにくくなります。

2005 年頃から、野宿者への炊き出しに合わせた無料法律相談を、これまでサラ金・クレジット問題に取り組んできた弁護士・司法書士らが始めました。そこで野宿者支援をしている NPO「もやい」の湯浅誠さんや稲葉剛さんらと出会い、貧困問題を解決するため、2007 年 10 月、「反貧困ネットワーク」という組織を立ち上げます。

2008 年 9 月のリーマン・ショック後、派遣切りされ、社宅や寮から追い出されて野宿を余儀なくされる派遣労働者が大量に出たことから、2008 年暮れから2009 年初めにかけて、霞が関の日比谷公園でテント村をつくりました。「年越し派遣村」です。仕事を失っただけで、いきなり野宿をしなければならなかった人が 500 人以上集まってきたことが大きく報道され、わが国で広がる貧困問題を目に見えるかたちにしたことで問題提起になったと思います。

■戦後最長の好景気に下がり続けた平均賃金

政府の経済政策は戦後一貫して、GNP（国民総生産）や GDP（国内総生産）をいかに伸ばすかということを中心に進められてきました。そして、2008 年のリーマン・ショック以前、2002 年 2 月～2007 年 10 月の 5 年 9 ヶ月に渡って、日本は戦後最長の好景気（「いざなみ景気」）が続いていました。しかし、その間、労働者は全く好景気を実感していません。日本の労働者の平均賃金は、1997 年の 467 万円を最高にして下がり続け、2011 年は 409 万円です。GNP・GDP が伸び続け、好景気が続いても、労働者の賃金は下がり続けたのです。所得や利益の分配が労働者に行かず、会社や経営者、株主の配当に行っていた。つまり、GNP・GDP を上げれば労働者の賃金が上がり、生活が豊かになると考えられていたが、実際には違った。GNP・GDP が上がることと貧困がなくなることはイコールではない。GNP・GDP という指標では社会の健全性は測れないということです。そこで、2009 年の衆議院選挙前、反貧困ネットワークは、貧困を解決するための約 70 項目の提言をし、そのトップとして、貧困率を政府が調査・公表し、貧困の削減目標を立てるべきだと主張しました。

■貧困率・ジニ係数、ともに過去最悪

2009 年に民主党政権ができ、日本政府は貧困率を公表するようになりました。ここでいう貧困率とは相対的貧困率です。所得の多い人から順に並べ、その中央値の年間所得の 2 分の 1 以下の人がどれだけいるかという割合のことです。厚労省の 2009 年の調査では、中央値は年間所得 224 万円ですから、その 2 分の 1 は 112 万円。112 万円以下の人の割合が 16%。6 人に 1 人が年間所得 112 万円以下、つまり月収 10 万円以下です。政府が併せて公表した 1985 年以降の貧困率と比べても過去最悪で、いま、先進国の中で、日本はアメリカに次いで貧困率が高い状況です。格差・不平等の広がりを表すジニ係数も日本は過去最悪になっています。

■新自由主義の下で、労働者の 35.2%が非正規

格差、貧困が広がった大きな要因は、働く貧困層が増えたことです。2012 年の総務省の調査では、非正規労働者が全労働者の 35.2%、過去最高です。労働者の 3 人に 1 人以上、1800 万人以上が非正規労働者です。かつて日本は、終身雇用・年功序列で、一つの会社に一生勤め、家族もつくり、運がよければ住宅も手に入りました。しかし、1990 年頃から、国際競争、グローバリゼーションに勝ち抜くためという理由で、企業は福利厚生を削ぎ落とし、正規社員も非正規社員に替えていきました。非正規労働者は正社員の給料の半分位、賞与がない等、様々な不利益待遇を受けています。年収 200 万円以下の労働者が 1000 万人を超えています。また、最低賃金が生活保護水準以下の都道府県が未だに 6 つあります。

■貯蓄ゼロ世帯―1980 年代 5%、2012 年 26%

貯蓄ゼロ世帯が増えていることからも日本の貧困が拡大していることがよく分かります。金融広報中央委員会のデータによると、1980 年代、日本の貯蓄ゼロ世帯は全世帯の 5%前後、20 世帯に 1 世帯くらいでした。1990 年代は 10%、10 世帯に 1 世帯。ところが 2012 年は 26%、4 世帯に 1 世帯が貯蓄 0 です（※）。そういう世帯の家族が重病にかかったり、子どもの進学など緊急なお金が必要な場合、借金をせざるを得ません。そういう世帯がどんどん増えている状況です。

（※2012 年、「二人以上世帯（世帯主が 20 歳以上でかつ世帯員が 2 名以上の世帯）」のうち貯蓄ゼロ世帯は 26%、「単身世帯（20 歳以上 70 歳未満で、単身で世帯を構成する者）」のうち貯蓄ゼロ世帯は 33.8%。）

■皆保険制度の下で、保険料滞納世帯が 20%

日本の国民健康保険は皆保険制度ということで、TPP（環太平洋パートナーシップ）協定に参加すれ

ば崩されると言われていますが、いま、20%近く、5 世帯に 1 世帯が保険料を滞納しています。保険料を長期に滞納すると保険証を取り上げられ、代わりに「資格証明書」を交付されますが、資格証明書が交付されている世帯は 30 万世帯もあります。そのような世帯の人が治療を受ける場合、治療費は 3 割ではなく、さし当り全額自己負担になります。おおよそ一年未満の保険料滞納が続いて「短期保険証」が交付されている世帯は 128 万世帯に上ります。医療が受けにくくなる医療難民世帯が増えているということです。

■ヨーロッパに比べ貧弱な日本の社会保障制度

格差、貧困が広がった背景として、日本の社会保障制度そのものが貧弱であることも大きいと思います。高齢化がどんどん進んでいますが、年金だけでは生活できない高齢者が増えています。国民年金は一か月 6、7 万円ですから、それだけでは生活できない。よって、貯蓄が無ければ生活保護を受けざるを得ません。日本の生活保護受給者の約 4 割が高齢者です。ヨーロッパは、高齢者で生活保護を受給している人はほとんどいません。ヨーロッパの年金は生活保護水準より上なので、高齢者が生活保護を受ける必要がないのです。

更に、ドイツ、フランスでは失業者のほとんどが失業保険をもらっていますから、失業者も生活保護を受ける必要がありません。一方、日本では、約 270 万の失業者のうち失業保険を受給できている人は約 2 割。8 割の人は失業した途端、無収入になります。

■社会保障制度の脆弱性が孤立により表面化

いまの貧困は、経済的に貧しいことに加え、貧困に陥っている人が社会的、人間的に孤立しているという特徴があると思います。年越し派遣村に 500 人も集まってきましたが、多くは地方から出てきている人でした。実家とトラブルがあって居場所がない人、両親と連絡をとれなくなっている人、あるいは両親がいない人。また、一か所で長期に働いていれば職場の友達関係ができやすいのですが、派遣労働者は転々としていますから、友達がなかなかできません。アパートに転がり込んで一息つける親友もいません。これまでは貧弱な社会保障制度を家族や地域社会、勤務先の会社の繋がり等が補完してきた面もありましたが、それらが薄くなったことで、日本の社会保障の脆弱性が表面化してきているのだと思います。

わたし自身、人間的な孤立、関係の貧困ということに、非常に痛切に考えさせられたことがあります。

■年間 3 万人の自殺者―樹海に看板設置運動

サラ金運動をするなか、多重債務者同士が励まし合って生活を立て直し、同じ多重債務者を支援していくという「サラ金・クレジット被害者の会」をつくる運動が広がり、多いときには全国で 80 を超える会がありました。被害者の会と一緒に、2007 年頃から、自殺の名所の富士山麓青木ヶ原樹海で「借金問題は必ず解決できます。命を落とす必要はありません」という看板設置運動を始めました。日本は 1998 年から自殺者が 3 万人代になり、昨年は 3 万人を切りましたが、それまで毎年 3 万人以上が自殺してきた国です。そして借金を抱えて自殺する人がとても多い。これまで、樹海で看板を見て電話をかけてきた人が 100 人を超え、報道等を見て電話をかけてきた人が 2 万人を超えています。

ある 40 代男性で、運転手をやっていたが持病が悪化して会社を辞めざるを得ず、しばらく車中生活をしていたがサラ金から借金している等で展望がないため自殺を考え、樹海をさまよい、右足の一部が壊死状態になった状況下で警察官に保護された方がいました。その警察官は神田に被害者の会があることを知っており、男性に紹介します。男性は神田駅ホームで倒れ、救急車で運ばれ入院します。被害者の会によって生活保護申請をし、彼は受給でき、医療扶助で足を手術し、リハビリをして退院します。

■働く、ホームレス、犯罪、自殺という選択肢…

当時、わたしは日弁連の多重債務対策本部の本部長代行をやっていて、シンポジウムで体験を話してもらおうと、この男性をお呼びしました。「樹海で死のうと思ったけれど生還し、支援を受けて生活保護をもらえるようになったので、がんばって生きていこうと思う」というような前向きな話になるだろう、弁護士や司法書士、消費者センターの相談員など多重債務問題に関心のある人にそれを聞いてもらえば、支

援活動が更に広まるだろう、と思ったわけです。

男性は右足を引きずりながら壇上に上がり、体験を話したのですが、非常に暗い。自分の辿ってきた経緯を話し、最後に今の心境を話しました。「これから 4 つの選択肢があると思う。1 つは仕事を見つけて生活していく。2 つ目はホームレスになる。3 つ目は犯罪をおかす。4 つ目は自殺する。この 4 つの選択肢のうち、どれを選ぶか今のところ決まっておりません」。そう言って壇上を降りるんです。会場はシーンとしてしまいました。でも、そのとき思いました。その人は帰る家がなく、家族も友達もいない、独りぼっちなのです。雨露しのぐ住まいがあり、最低限の食事はできても、それだけでは人は前向きに生きるちからが出ないんだ、自分の認識がすごく甘かったと痛切に感じました。

■人と人との関係のなかで

4 か月後、ヤミ金のシンポジウムに、その男性が被害者の会の人と来ていました。休憩時間に話をしているのを見ると、4か月前の深刻な状態と随分変わって笑顔も見える。その変化が何だろうかと思って聞いてみました。彼は、自分の部屋で独りぼっちはたまらないと、被害者の会に顔を出した。そこで多重債務者の相談にのっている皆が一度は自殺を考えたような元多重債務者で、自分の生活を立て直しながら同じような困った人に手を差し伸べている。じゃんじゃん事務所に電話がかかってくるし、ファックスを送らなきゃいけない。彼も、見よう見まねでファックスを送ったり電話をとったりする。相談に来た人の話を聞いただけで、ありがとうと感謝される。自分は何もない人間かと思っていたのに人の役に立てると感じるし、同じような境遇にあった友人が見つかり、一緒にご飯を食べる。そういう関係ができた、ということなんです。

生活保護をもらって自分の生活や生命を維持できる環境を整えるだけでは、人はなかなか前向きになれない。何でも話し合える友人や仲間ができたとき、人は前向きになれる。関係の貧困の問題はすごく重要な課題ではないかなと、この男性を通じて改めて感じました。

3. 生活保護:基準引下げと改悪、バッシング

■家電等の物価下落を根拠に最大 10%引下げ

日本に貧困が広がっていますので、生活保護受給者が増えるのは当たり前です。しかし、安倍政権は、生活保護受給者が 210 万人を超え、3 兆 7000 億円も使っているのは問題だとして、今年 8 月から、生活保護の生活扶助費(食費や光熱費など暮らしに必要な費用の給付)基準を引下げ、3 年かけて 670 億円を削減しようとしています。

現行の生活保護法制定の 1950 年以降、基準引下げをしたのは過去 2 回だけです。2003 年に 0.9%、2004 年が 0.2%。今回の引下げ幅は平均 6.5%で、子どもがいる世帯は一番引下げ幅が大きく、平均 10%です。いままでの 0.9%、0.2%の引下げでも問題だったのに、これだけ大幅な引下げをやる。

しかも、引下げの一番大きな根拠は、物価が下がってきていることだといいます。しかし、家電製品などの物価は下がっていても、水道光熱費や生活必需品の物価はそれほど下がっていません。生活保護受給者があまり購入しないような家電製品の物価下落を根拠に大幅な削減をするのです。

■扶養義務者調査の徹底、申請は口頭から書類

先日、衆議院を通過した生活保護法の「改正」案(※)では、今まで口頭で申請できたものを、書類申請を原則にし、通帳や給与明細等の資料の添付を義務付けています。そして扶養義務者に通知し、扶養義務者の資産や収入の調査を徹底的にやるという。これは生活保護申請をやりにくくさせる方向です。

(※6 月 26 日、国会閉幕により、「改正」案は廃案となった。)

■日本の生活保護受給者は全人口の 1.6%だけ

ところで、日本の生活保護受給者の割合ですが、昨年、日弁連が作成した「Q&A 今、ニッポンの生活保護制度はどうなっているの?」を見てください。

http://p.tl/Is5x

日本の生活保護受給者は 200 万人を超えていますが、人口の 1.6%だけです。ドイツの受給者は 793 万 5000 人で人口の 9.7%、イギリスは 574 万 4640 人で人口の 9.27%。諸外国は日本よりずっと多くの人が利

用していますが、日本のようなバッシング報道は起こっていません。

■生活保護基準以下の 7 割が受給していない

生活保護の利用資格のある人のなかで生活保護を利用している人の割合を「捕捉率」と言いますが、日弁連の Q&A では 15.3～18%、2 割以下ということになっています。厚労省は約 3 割と言っています。つまり、厚労省も、生活保護を受けられる人の 7 割は受けてないということを認めているわけです。諸外国では利用資格のある人の少なくとも半分以上、フランスでは 91.6%が生活保護を受給しています。

■0 コンマ以下の不正受給をバッシングする意味

昨年、タレントの母親が生活保護を受給していたことを自民党の片山さつき議員らが大きく問題視しました。この件は不正受給ではないのに、不正受給かのような報道と生活保護バッシングが起こりました。

日弁連の Q&A を見ると、不正受給は 0.4%以下で推移していることがわかります。昨年の調査では 0.5%ですが、0 コンマ以下です。この統計上「不正受給」として扱われている中には、高校生の子どもがアルバイトをして得た収入が未申告だった場合や、社会保障給付の未申告なども含まれており、申告が必要だと知らなかったケースも含まれています。

0 コンマ以下が大々的に報道されてきたわけですが、「生活保護を受けられる状況にある人の多くが受けられていない」という捕捉率の低さの方が問題ではないでしょうか。「自分は収入が少なくて我慢しているのに、生活保護受給者は自分より収入が多い」というような、同じように困っている人からのバッシングも多くみられます。本当は生活保護の申請をできる状況にあるにもかかわらず我慢する、そういう制度運用になっていることの方が問題ではないでしょうか。

■生活保護が受けられず、餓死、孤立死が多発

先月末、大阪市で 28 歳の母親と 3 歳の子どもの遺体がみつかりました。マスコミ報道によれば、この親子は DV 被害者で、夫の暴力から逃れて移ってきたようで、夫に居場所がばれないように住民票の移転をしておらず、また、実家とも連絡をとれなかったようです。本来なら生活保護を受けられるケースです。彼女に生活保護についての知識があったかどうかも分からないのですが、結局、餓死しました。室内には、公共料金の請求書の裏に「最後におなかいっぱい食べさせられなくてごめんね」というメモが残っていたとのことです。

生活保護を受けられず孤立死や餓死していく人が多発している現状で、政府が本当にやらなければいけないのは捕捉率を上げることです。生活保護制度があり、受けられることを周知徹底することこそが必要でしょう。ドイツの公務員には、そういう情報提供をする義務があると言われています。

本当は路上生活者支援の現場に福祉事務所の人が出向いて、生活保護制度のチラシを配って説明すべきです。ところが日本は、困った人のところに寄っていくのはサラ金やヤミ金、高利貸しです。困っている人に社会保障ではなく高利貸しの方が身近な社会とは、非常におかしい。今の状況で生活保護基準を引下げ、制度を利用しにくくする改悪では、孤立死、餓死を多発させることになると思います。

それから橋下徹市長はしょっちゅう会見をしていますが、大阪市の住民がなんら支援を受けられずに餓死しているのですから、行政の長として一言あって然るべきなのに謝罪一つない。こういうことに対する政治家の関心のなさは、非常に問題だと思います。

■受給者以外の約 1000 万人に影響する引下げ

生活保護制度は憲法 25 条の生存権保障を具体化したものですから、国の様々な社会保障の基本的制度として他の制度に連動しています。

例えば、住民税の非課税基準は生活保護に連動していますので、基準引下げによって、いままで住民税を払わなくてよかった低所得者世帯が住民税を払うことになります。就学援助の給付基準や生活福祉資金の貸付基準、介護保険などの利用料や保険料の減免基準にも、中国帰国者やハンセン病患者への給付金等にも連動しています。厚労省によれば 38 制度に連動し、生活保護受給者以外の約 1000 万人の生活を切下げることになると言われています。

http://p.tl/1I4r

さらに、労働者の最低賃金は生活保護との「整合性に配慮」することになっています（最低賃金法 9 条）。

■生存権保障の具体であり、恩恵ではない

生活保護は憲法 25 条の生存権保障の具体なわけですから、権利であって国家の恩恵ではありません。片山議員は、生活保護を受けることを恥だと思わなくなったのが問題だというような言い方をしますが、恥でもなんでもない。裁判で戦えば、生活保護申請する側の権利が認められています。例えば、2012 年の「新宿七夕訴訟」高裁判決。これはわたしも代理人として関与している裁判ですが、ある野宿者が新宿区に生活保護申請をしましたが、3 回申請して 3 回却下されました。裁判では新宿区が敗訴しました。「三郷事件」も同じような事件です。

国や自治体は生活保護制度を周知徹底させる必要がありますし、わたしは学校教育を変える必要があると思います。学校のなかで、憲法 25 条だけでなく生活保護の申請手続も教える。福祉事務所が申請を受け付けないような「水際作戦」をする場合に、どういうところに相談したらいいかということも含め、本来、社会に出る前に教えておくべきだと思います。

■受給者を市民に監視させる兵庫県小野市

兵庫県小野市は、今年 3 月、生活保護費や児童扶養手当の受給者がパチンコをやっているところを見た市民は市に通報を促す「市福祉給付制度適正化条例」をつくりました。しかもこの条例、圧倒的多数でとおっているんです。同じ市民が、生活保護受給者を監視することになります。おかしいですよね。そして、生活保護の申請を萎縮させることに繋がります。生活保護受給者に対する偏見をあおる条例を行政がつくっていいのか。非常に問題だと思います。

■当事者が声を上げる重要性と支援の必要性

貧困問題を解決していくためには、当事者が声を上げることが重要だと思います。サラ金、クレジット問題でも、多重債務者自身が被害者の会をつくって声を上げてきたことが社会の偏見を変えていく大きな力になりました。サラ金問題も最初は、高利と分かって借りる方が悪いという借主責任論が横行しました。しかし、当事者が、どういう理由で借りたのか、どんな取立てを受けているのかを話すようになり、世の中の偏見が変えられていきました。ただ、貧困当事者はまわりの支援なくして声を上げることは、なかなかできません。

■格差、貧困の拡大をとめるための税制を

貧困問題をなくすためには、普通に働けば人間らしい生活ができる労働政策や、失業や病気をしたときにも人間らしい生活ができる社会保障政策が必要です。消費税を増税すればするほど、格差、貧困を広げることになります。低所得者は、所得の全てを生活費で使ってしまいますが、所得の高い人は、その一部しか消費しませんので、収入に対する税負担は少なくなります。ですから、消費税増税ではなく富裕層に対する課税を強化し、社会保障制度を通じて所得を再分配していくことが、格差、貧困の拡大を止めるための重要な税制だと思います。また、先ほど話しましたように、貧困当事者が孤立しないような繋がりのある社会をつくっていくことも課題だと思います。

4. 震災のあと ―原発の問題と責任、復興のあり方を考える

■誰も責任をとらない原子力ムラ、司法の責任

原発の安全神話を振りまいた「原子力ムラ」と言われる電力会社、官僚、政治家、学者、マスコミの責任は極めて大きいのに、このような重大事故を起こして誰一人責任をとっていないことは非常に問題です。更に、司法の責任も大きいと思います。ドイツの行政裁判所の最高裁は、多額のお金をかけて完成した原発に対して、地震対策が不十分だとして稼働を差し止める決定を出しています。ドイツはほとんど地震がない国ですが、万が一地震があったら対応できない原発になっているとして最高裁が差止めているのです。日本でも原発の差止め訴訟はたくさん出されていましたが、住民側が勝訴したのは、福井県の高

速増殖炉「もんじゅ」の高裁判決、石川県の志賀原発の一審判決の２件だけです。最高裁ではすべて、電力会社側の言い分を認めて住民側敗訴しています。最高裁が１件でも住民側の意見をいれて原発の差止めを認めていたら、状況は変わっていた可能性があります。

■見通しもないままに、再稼働・輸出の方向へ

安倍首相は、日本の原発は安全だ、トップセールスだと言って、トルコやサウジアラビア、インドなどに原発を輸出しようとしています。しかし、もし仮に安全であったとしても、使用済み核燃料、高レベル放射性廃棄物は原発を稼働させる限り出続けるわけです。高レベル放射性廃棄物は毒性がなくなるまでに 10 万年かかると言われていますから、10 万年間、責任をもって管理しなければいけない。その方法を決めてから稼働させるべきだったにもかかわらず、そのうちなんとかなるだろう式で始め、政府は未だに、最終的な処分をどうするのかを決めていない。福島第一原発の事故原因も未解明である上に、ネズミによる停電や放射性汚染水処理問題に象徴されるように事故の収束すら見通しがたっていないにもかかわらず、再稼働の方向に向かっている。まったくの無責任です。年金については「将来の世代につけを残すな」という議論がなされますが、原発についてはなぜそのような議論がなされないのか。非常に疑問です。

■取り戻すべきは、一人ひとりの人間らしい生活

第二次大戦後の日本政府は、人々の命や人権より経済成長と効率性を優先させてきました。その結果、「経済大国」になる一方で貧困と格差を拡大させ「貧困大国」になり、毎年 3 万人近くもの自殺者を出しています。また、地震大国・津波大国でありながら、54 基もの原発をつくってしまいました。そして、広島と長崎に原爆を投下され、世界で唯一の被爆国となったわが国で、再び重大な原発事故を発生させ、多くの人々が故郷を追われ、働く場を失い、家族を引き裂かれ、放射性物質の汚染に脅えることになっています。そのようななかで、復興とは、そこに現在暮らしている人、暮らしていた人が、人間らしい生活を取り戻し、憲法が保障する基本的人権を回復するような「人間の復興」こそ、重視されねばならないはずです。にもかかわらず、政府の復興概念はインフラ整備ばかりに目がいっていて、被災者、原発被害者の一人ひとりの生活や健康には目がいっていません。

ヒマラヤのふもとにあるブータンという国は、GNP・GDP よりも GNH（国民総幸福量）を増やしていくことに目標を置いています。これは抽象的な話ではなく、心理的幸福、健康、教育、文化、環境、コミュニティ、良い統治、生活水準、自分の時間の使い方という 9 つの構成要素を設け、それぞれの構成要素がどれだけ増えているか、国として算出しています。2005 年 5 月末のブータン政府の国勢調査では、とても幸福であるという回答が 45.1%、幸福であるという回答が 51.6%。国民の 96.7%が幸せだと回答しています。福島原発事故を経験した今、日本も、もう一度、「真の豊かさ」とは何なのかという視点からの生活のあり方を考える必要があると思います。

5．ナチス台頭の流れを思い起こさせる

■脱原発、反貧困、教育行政の転換、憲法擁護

石原慎太郎都知事が昨年 10 月 25 日、突然辞任した直後、わたしは市民団体から要請を受け、都知事選を闘いました。そのときに掲げたわたしたちの政策の柱は 4 つ。脱原発、反貧困、石原都政が進めてきた教育行政の転換、そして、憲法擁護でした。

昨年末の総選挙で登場した第 2 次安倍政権下、わたしたちが都知事選で掲げた 4 つの基本政策について、すべて逆方向に進められようとしています。

■安倍政権誕生の背後にあった領土問題

安倍政権を生み出す背景に、日本社会全体の右傾化が挙げられると思います。海外からも、そのように捉えられています。きっかけとしては、尖閣諸島・竹島などの領土問題が大きいでしょう。

領土問題というのは一般的にナショナリズム、国家

主義的傾向を台頭させます。特に、昨年 4 月に石原都知事（当時）が、アメリカの極めて保守的なヘリテージ財団で講演した際に、尖閣諸島を都が購入すると発表したことに端を発します。それを機に日中関係が悪化し、9 月 11 日、野田内閣（当時）が尖閣諸島を所有者から国が買い取り、国有化すると発表しました。そこで一気に日中関係に緊張が走り、中国では連日、反日デモが行われました。そして、昨年末の衆議院選挙期間中も、連日、中国公船や中国の航空機による領海侵犯・領空侵犯が報道されるなかで、非常に国家主義的傾向が高まっていきました。本来なら原発問題と消費税増税問題が大きな争点になるはずでしたが、領土問題によって原発や消費税増税の問題の関心度が低くなったのだと思います。

■「不安」を背景とした排外主義的風潮

こういうナショナリズムの台頭を受け、人種差別や排外主義的な風潮が広がっています。いま、東京の新大久保や大阪の鶴橋といった在日韓国人、在日朝鮮人が多く住んでいる地域で、「在日の特権を許さない市民の会（在特会）」が、「良い韓国人も悪い韓国人もどちらも殺せ」「朝鮮人首吊レ毒飲メ飛ビ降リロ」などというプラカードを持ち、聞くに堪えないようなスローガンを叫んでいます。具体的な在日朝鮮人、在日韓国人らに対して殺すと言ったり、店の前で妨害をしたら、脅迫罪、侮辱罪、名誉棄損罪、威力業務妨害罪等になりますが、日本には、このような憎悪表現・ヘイトスピーチを規制する法律はありません。日本は人種差別撤廃条約に加盟していますが、ヘイトスピーチを規制する法律をつくる必要があるという点については留保しています。

人種差別、排外主義的風潮の広がりは、「不安」とつながっていると思います。「在日外国人がいなければもっといい仕事につけるはずなのに、在日外国人に仕事を奪われている」というような言い方がなされています。極めて偏見による発言です。しかし、若い非正規労働者などが不安定で追い詰められ、非常に余裕が無くなって、冷静に物事を考えられる状況にないなかで起こっていることだと感じます。

■政治が排外主義的な動きを助長している

沖縄の 41 の市町村長や議員らが日比谷野音でオスプレイ（アメリカ海兵隊 垂直離着陸輸送機）配備反対大会をやり、デモをした際も、デモを罵倒するグループがずっと付き纏いました。模擬刀をもってデモ隊に殴り込んできた人もいます。それは、今までの右翼のような迷彩服を着たり、街宣カーでアジっているような人ではない。沖縄の人たちに向けて国賊だと言う彼らは、オスプレイは中国から尖閣諸島を守るために必要な軍事力だという認識なのです。

気になるのは、第二次大戦前、ドイツのワイマール共和国でナチス政権が誕生するときのことです。ワイマール共和国の憲法は、当時の最も進んだ憲法だと言われていました。そのなかでナチス、ヒトラーは、政権をとる以前からユダヤ人への排外主義的運動をおこなっていました。そして、徐々に勢力を広げ、選挙で政権をとり、法律を変え、独裁政権、全体主義国家を作っていき、最終的にユダヤ人大量虐殺（ホロコースト）をおこなっていった。そのような流れを思い起こさせる動きが、いま、日本に起きていると思います。安倍首相や橋下市長の発言など、政治が排外主義的な動きを助長しています。それは先ほどから話してきた生活保護バッシングとも共通しています。

■自助が叫ばれ、社会保障費削減の一方で…

昨年、「税と社会保障の一体改革関連法」が自公民の合意で成立しましたが、その関連法案も自民党の考え方を取り入れています。自民党の考え方とは、社会保障は自助、自立を基本とすべきで、まず家族で助け合うべきだというものです。社会保障とは、本来、公助が基本です。生活保護制度の改悪は、社会保障全体の改悪の突破口になっていくと思っています。

政府は「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」の中で、社会保障も聖域としないと打ち出すようです。生活保護費を 670 億円削減した一方、今年、11 年ぶりに防衛費を 400 億円増額しています。

あとからお話しますが、今回の改憲や集団的自衛権の容認への動きは米軍と一緒に戦争をできる体制づくりであり、そのための軍事費を社会保障費削

減によって生み出す狙いがあると思います。

■改憲と表裏一体の教育問題

安倍政権は、東京都・大阪府でやられている君が代・日の丸の強制や、教員への管理・統制の強化、教育委員会の解体と市長・教育長の権限強化、国定教科書づくり…、こういうことを全国化しようとしているのだろうと思います。この教育の問題というのは、改憲と表裏一体の問題だと捉えるべきでしょう。

6. 改憲のまえ―空文化される 25 条、9 条

■生活保護費削減や改悪は人権を制限する動き

改憲勢力が衆議院で 3 分の 2 を超え、7 月の参議院選挙の結果次第では、改憲が現実的な政治課題となる可能性が強くなっています。ただ、改憲の以前に、生活保護費の大幅削減や生活保護法の改悪の動きは、実質的に憲法 25 条を空洞化させる動きだということです。明文の改憲が行われるかどうか以前に、憲法の基本的人権を制限する動きが進んでいること自体に注意をはらう必要があります。

■集団的自衛権を可能にする方向への動き

安倍政権が、改憲のまえにやろうとしていることの一つが、集団的自衛権の行使を認めていくことです。解釈改憲を進めるために、第 1 次安倍内閣時代に設置された「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会（安保法制懇）」を 5 年ぶりに再開しました。自民党のなかには「国家安全保障基本法」という法案ができているようですが、こういう法律をつくって、集団的自衛権を可能にする方向へと動いています。

これまでの自民党政権では、集団的自衛権は現行憲法では認められないと解釈してきました。日本が外国から攻撃を受けた場合に反撃するのは憲法の枠内で自衛権の範囲として許されるが、日本が攻撃されておらず米軍が攻撃された場合、日本も一緒になって反撃していくのは自衛権の行使の枠外で憲法違反であり、できない。これが今までの自民党政権の一貫した解釈でした。安倍政権は、それを変えようとしています。日本は今まで、PKO にもイラクにも自衛隊を派遣していますが、戦闘するためではありません。イラク戦争のときも、どこが戦闘地域でどこが非戦闘地域なのかと問題になったとき、小泉首相（当時）はうまく答えられず、「自衛隊がいるところが非戦闘地域である」といった答弁をして問題となりました。戦闘行為ではなく、下水道整備など後方支援的なことをやるということで、かろうじて憲法の枠内でできるとされた。集団的自衛権を可能にするということは米軍と一緒に戦闘行為を行いますから、自衛隊に犠牲者が出るということです。

■アメリカの財政逼迫とアジア太平洋での影響力

安倍政権がなぜこういうことを言い出しているのかというと、アメリカの強い要望があったからです。アメリカはイラク、アフガニスタンの戦闘でたいへんな戦費を出し、財政が逼迫しています。アメリカの計画では、今後 10 年かけて国防予算を 40 兆円削減する方針を立てています。一方、オバマ政権はアジア太平洋地域におけるアメリカの影響力の確保を非常に重視しています。アメリカ自体は国防予算を減らさねばならない、そこで代わりに日本の軍事力を強化し、アメリカを補完していく体制を作ってくれとのアメリカの要請に応えるかたちで、集団的自衛権行使を可能にさせようとしているのです。

7.「96 条改正」論議の問題 ―権力を縛る「立憲主義」を担保する 96 条

■高いハードルを設ける意味―国家権力を縛る

96 条改正とは、現在、衆参両院の総議員の 3 分の 2 以上の賛成によって国会が改憲を発議し、承認には国民投票で過半数の賛成が必要とする改憲手続き規定を、両院それぞれの過半数で発議できるようにしようというものです。自民党は党綱領で自主憲法制定を謳い、憲法を変えると言い続けてきた政党ですが、96 条先行改正は急に言い出したことです。

日本維新の会、みんなの党も 96 条改正を謳っているので、それらと組んで 96 条を先行改正すれば、その後の改憲がやりやすくなると考えているわけです。

自民党の説明では、諸外国は何度も改憲がなされているにもかかわらず、日本は 1 回も改憲されていない、これは日本の改憲手続要件のハードルが高すぎるからだとしています。しかし、諸外国も、法律改正には過半数の賛成を要し、憲法改正には法律改正より高いハードルを設けていることが一般的です。

憲法は、国家権力が暴走して国民の基本的人権や自由を侵害しないよう、国家権力を縛るものです。そのような考え方を「(近代)立憲主義」といいます。衆参の発議要件が過半数では、ときの権力者の都合の良いように改憲発議ができるようになります。そうさせないためにハードルを高くするのは当然であり、国際標準です。日本で今まで一度も憲法改正がなかったのは、改正の中身について合意形成ができなかったことが理由であるのに、自民党はハードルの問題にすり替えようとしているのです。

■最低投票率が決められていない国民投票法

ちなみに、アメリカでは、両院の 3 分の 2 以上か、3 分の 2 以上の州議会の要請によって発議をし、4 分の 3 以上の州議会における承認が必要になっています。

韓国では、議会の 3 分の 2 以上の賛成で国民投票にかけられて、国民投票の過半数の賛成が必要です。日本と似ているように見えますが、実は日本よりもハードルが高い。なぜかというと、韓国は、国民投票を行う際には、有権者の過半数が投票をしない場合は国民投票として成立しないからです。日本の国民投票法には、韓国のような最低投票率の規定がありません。ですから日本では、たとえば国民投票で 20%の有効得票しかなくても、そのなかで 11%が賛成なら、改正が成立することになります。日本も最低得票率のハードルを決めるべきです。

■96 条改正は「姑息な手段」

いま、政権は自公でおこなっていますが、公明党は96条先行改正に慎重な態度をとっていますし、公明党は 9 条改正を考えていないようです。維新の会は 96 条改正に積極的で、しかも衆議院の議席数は公明党を上回るため、安倍首相は参議院選挙の争点に 96 条改正をかかげると言っていました。しかし、今年 4 月におこなわれた兵庫県宝塚市や伊丹市、橋下市長の影響力のある関西地方の市長選挙で維新の会の候補がダブルスコアで負けています。それを挽回するためにマスコミの注目を浴びて支持率を挙げようとしたのが橋下市長の「慰安婦」発言だと思いますが、逆に墓穴を掘って維新の会の支持率が落ちています。このため安倍首相もトーンダウンし、96 条先行改正を選挙の争点にするということは今のところ言わなくなってきています。みんなの党は、維新の会と自民党と区別するために、96 条改正の前に公務員改革や選挙制度改革をすべきだと言い出していますから、96 条改正の戦線が乱れてきています。(※6 月 20 日、参院選の公約を自民党が発表。96 条先行改正の明記は見送った。)

学者のなかでも「96 条の会」ができました。改憲論者であり、サラ金業界の味方で常にわたしと敵対してきた小林節さんも、正面から改憲の中身を争うべきであり、96 条改正は姑息な手段だと言っています。このように、問題であることが指摘されるようになってきてはいます。しかし、参院選の結果によっては、96 条改正の発議、場合によっては国民投票にかけられる可能性がありますので、油断できません。

8. 現行憲法と自民党改正草案を読み比べる

■1つの理念と3つの原理から成り立つ現行憲法

日本国憲法は 1 つの理念と 3 つの基本原理から成り立っていると解釈されます。1 つの理念とは立憲主義です。「国家権力が暴走して国民の人権、自由を奪うことを、憲法が縛る」という立憲主義の理念から憲法は成り立っています。3 つの基本原理とは、「国民主権」、「基本的人権の尊重」、「恒久平和主義」です。立憲主義の理念と 3 つの基本原理を変えるような憲法改正は認められないという考え方が憲法学

者の間では一般的です。立憲主義の理念や 3 つの基本原理を変えるとすれば、それはクーデターであるということです。

■自民党改正草案は事実上のクーデター

自民党の「日本国憲法改正草案」とその「Q&A」www.jimin.jp/policy/pamphlet/pdf/kenpou_qa.pdf には、現行憲法と自民党改正草案の対照表があり、自民党が変えようとしている箇所に下線が引かれています。これを見ますと、立憲主義の理念を放棄し、国民主権を国家主権の方向へ変え、基本的人権を大幅に制約し、平和主義は投げ捨ててしまうということで、事実上のクーデターをやろうとしています。

■憲法尊重義務を国民に課し、その一方で…

まず、立憲主義の理念の放棄に関しては、先ほどの 96 条の、改憲発議要件を衆参の過半数にしようする動きも、その 1 つの現れです。

さらに、立憲主義の理念がよく現れている現行憲法の条文は 99 条です。「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」、つまり、国の権力行使に関与する人たちをすべて並べ、それらの人はこの憲法を尊重し守りなさいという規定が 99 条です。ところが、自民党改正草案では、対応する条文が 102 条で、まず 1 項に「全て国民は、この憲法を尊重しなければならない。」と、国家権力ではなく国民が守れと書かれています。2 項に現行憲法と同じような規定があるのですが、「国会議員、国務大臣、裁判官その他の公務員は、この憲法を擁護する義務を負う。」という規定です。つまり、天皇と摂政が抜けています。天皇と摂政は憲法を尊重し擁護する義務は負わないのか、非常に問題な規定です。

■自民党改正草案前文—「天皇を戴く国家」

天皇の地位の強化、権威の強化をはかろうとしています。自民党改正草案 1 条で、天皇の元首化をうたっています。それ以前に前文ですね。現行憲法は、「日本国民は、」から始まりますが、自民党改正草案は「日本国は、」から始まり、「天皇を戴く国家であって」と書かれています。

■思想・良心の自由の侵害—国旗国歌尊重義務

自民党改正草案 3 条は、1 項で国旗・国歌を定め、2 項で「日本国民は、国旗及び国歌を尊重しなければならない。」としています。

国旗国歌法は 1999 年に制定されました。当時、国旗国歌法を制定したら、その強制、義務付けが行われるのではないかと質問されて、当時の政府は、国旗国歌法を作ってもそれを強制や義務付けするものではないと答弁していました。にもかかわらず、都の教育委員会は、「君が代」を斉唱しなかった教員を 400 人以上処分しています。これは明らかに、思想・良心の自由に違反する処分だと思います。大阪府と大阪市も、国旗国歌を強制するような条例をつくっています。憲法で国旗・国歌の尊重義務が規定されれば、東京や大阪で行われている国旗・国歌の強制が全国で行われるようになり、処分もこれまでより重い処分が行われる危険性があります。

■天皇の位置づけ変更—内閣が天皇へ「進言」

自民党改正草案 4 条で「元号は、法律の定めるところにより、皇位の継承があったときに制定する。」と規定しているのも天皇制と関連があるところです。

更に、現行憲法の 4 条は「天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、」と、憲法で規定している国事行為以外はしてはいけないと限定していますが、対応する自民党改正草案の 5 条は「天皇は、この憲法の定める国事に関する行為を行い、」と「のみ」を削っています。ですから、今までより広い範囲で天皇が国事行為を行う可能性が出てきているということです。

現行憲法 3 条には「天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、」という規定がありますが、これに対応する自民党草案は 6 条 4 項です。「天皇の国事に関する全ての行為には、内閣の進言を必要とし、」とあります。現行憲法は「助言と承認」ですから、内閣が承認しなければいけません。自民党改正草案の「進言」とは、内閣の方がこういう行為をやったらどうですか、やってくださいと進言し、決定権は天皇に持たせているということです。天皇の位置づけが随分変わっています。

立憲主義の観点からすれば、このような権能を天

皇に持たせるならば、ますます天皇に憲法を守らせなければいけないにもかかわらず、先ほど見ましたように天皇を憲法擁護義務から外しています。

■天皇の政治利用を考えている自民党改正草案

背景には、天皇の政治利用を相当に考えていることがうかがえます。今年の4月 28 日、「主権回復の日」の式典に天皇を臨席させたことも、天皇の政治利用だろうと思います。驚いたのは、天皇が退席するとき、誰か一人が「天皇陛下万歳」と叫んだら、ほぼ全員が立ち上がって「天皇陛下万歳」と叫んだということです。私は非常に違和感を覚えます。政治家のなかにはそういう考えに同調する雰囲気がある。日本国憲法の精神と随分食い違っているなと感じました。

立憲主義の理念と、国民主権、基本的人権の尊重、恒久平和主義の基本原理は変えられないということが憲法学者の間における一般的な考え方だとお話しました。そこに天皇制は入っていません。改憲というかたちでいえば、天皇制そのものは廃止もできるというのが憲法学者の考え方です。もちろんそのためには、国会で衆・参両議員の 3 分の 2 以上による発議と、国民投票における過半数の承認が必要です。

■「侵略のために戦争を始める」と言う国はない

9 条の問題は、基本的には、集団的自衛権の行使と並んで、戦争ができる体制づくりを進めようとしていることです。現行憲法 9 条 2 項は、「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」としていますが、自民党改正草案は「前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。」となっており、自衛権に基づく戦争を認めています。注意しなければならないのは、「わが国は侵略するためにこれから戦争を始める」と言った国はほとんどない、ほとんどの国が「自衛のためにやむを得ず戦争を始める」と説明しているということです。そのことを忘れてはいけません。

■「国防軍に審判所を置く」―軍法会議の設置

自民党草案 9 条の 2 では、1 項に「内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。」という規定を設け、5 項に「国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、法律の定めるところにより、国防軍に審判所を置く。」という規定を入れています。自民党改正草案 Q&A(Q11)には、「審判所とは、いわゆる軍法会議のことです。」と説明されています。(※軍法会議とは、一般の司法手続きの外に置かれる、軍の刑事裁判所。現行憲法では 76 条 2 項「特別裁判所は、これを設置することができない。」により認められていない。)

■改憲前に、法律で行われ得るものへの注意を

さらに、自民党草案 9 条の 2 の 4 項には、「国防軍の組織、統制及び機密の保持に関する事項は、法律で定める。」という規定が設けられています。機密条項の問題です。わたしが日弁連の会長をやっていた当時、民主党の野田政権は「秘密保全法」を提案しようとしました。日弁連は対策本部を作って阻止しましたが、改憲のまえに秘密保全法がもう一度上程される可能性があります。ですから、自民党改正草案の中に入っているものが、憲法改正の前に行われ得ることは注意しておく必要があると思います。

■「いかなる奴隷的拘束も受けない」規定を変更

徴兵制の導入については明確には書かれていません。ただ、憲法学者の中では、現行憲法 18 条「何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。」という規定によって、徴兵制や、国家総動員法の下に軍需工場で強制的に働かせたような国民徴用はできないと解釈されていますが、自民党改正草案 18 条では「何人も、その意に反すると否とにかかわらず、社会的又は経済的関係において身体を拘束されない。」と、表現が変えられています。徴兵制を認める趣旨ではないかとも言われています。

■国防義務、家族の助け合い義務等の追加

基本的人権についていろいろな制限を課し、さらに、現行憲法にはない義務が追加されています。

例えば、自民党改正草案は、前文に「日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、」として国防

義務を加えています。さらに、日の丸・君が代尊重義務（草案 3 条）、領土・資源確保義務（草案 9 条の 3）、公益及び公の秩序服従義務(草案 12 条)、個人情報不当取得禁止義務（草案 19 条の 2）、家族の助け合い義務（草案 24 条）、環境保全義務（草案 25 条の 2）、地方自治負担分担義務（草案 92 条 2 項）、緊急事態指示服従義務（草案 99 条 3 項）、憲法尊重義務（草案 102 条 1 項）、が加えられています。

■「公益及び公の秩序」によって制限される人権

人権を制限する概念として、現在の「公共の福祉」に代えて、自民党改正草案では「公益及び公の秩序」を使用しています。自民党改正草案 12 条は「自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない。」としています。今現在の憲法では、人権と人権がぶつかりあうときに、それを調整する概念として「公共の福祉」という概念がもちいられていますが、自民党改正草案では人権を制限する概念として「公益及び公の秩序」という概念がもちいられています。国家の利益、社会全体の秩序のために国民の人権を制限するという考え方です。

■民主主義の根幹―集会・結社、表現の自由

現行憲法 21 条の集会・結社、表現の自由は、民主主義社会における最も重要かつ基本的な人権です。その人権に対しても、自民党改正草案では「公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない。」と、公益及び公の秩序で制限しようとしています。このような改正がなされたら、脱原発デモなどは、公の秩序を乱すとして制限される可能性があります。しかも、「公益」や「公の秩序」の中身を判断するのは権力を持っている人たちですから、集会、結社、表現の自由が大幅に制限される危険性があります。

■基本的人権の本質的規定 97 条が丸ごと削除

現行憲法 97 条は「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」として、基本的人権の本質について規定されていますが、自民党改正草案は丸ごと削除されています。

■「家族は、互いに助け合わなければならない」

自民党改正草案 24 条「家族は、互いに助け合わなければならない。」と、家族の位置づけを憲法上に謳っています。戦前、家制度の下で多くの女性や子どもが犠牲になりました。戦後、新憲法下で民法の改正が行われ、家制度がなくなり、個人の尊厳と両性の本質的平等に基づいて婚姻し、家庭をつくることが基本になっているにもかかわらず、そこに一部、家制度の復活を目指すような規定を入れています。これは、社会保障は自助・自立を基本とするという自民党・安倍政権の考え方と関連しています。

■緊急事態条項（草案 99 条）による人権の制限

戦前は「戒厳令」を布ける規定がありました。例えば、関東大震災のときは戒厳令が布かれました。その戒厳令の中で、大量に朝鮮人が虐殺されています。江東区亀戸では、労働組合の活動家が虐殺されました。大杉栄と伊藤野枝、大杉栄の甥っこである 6 歳の子どもを憲兵隊が捕まえ、甘粕大尉によって虐殺されています。こういう戒厳令が布かれた場合、人権の大幅な制限が行われることになります。

■国際的人権水準から相当後退した自民党草案

このように、自民党改正草案を見ると、極めて復古的であり、国際的な人権の水準からものすごく後退したものになっていることが分かります。

今年 3 月の参議院予算委員会で、民主党の小西洋之議員が安倍首相に、個人の尊重を定めた規定は何条かと問う質問をしました。13 条のことですが、安倍首相は答えることができませんでした。安倍首相自身があまり憲法の勉強をしていない可能性があります。さらに、自民党憲法改正推進本部起草委員会の事務局長である礒崎陽輔さんは、現在、総理補佐官ですが、「時々、憲法改正草案に対して、『立憲主義』を理解していないという意味不明の批判を頂きます。この言葉は、Wikipedia にも載っていますが、

学生時代の憲法講義では聴いたことがありません。昔からある学説なのでしょうか。」とツイートしています（2012 年 5 月 27 日）。憲法の勉強をしていない国会議員が、かなり素朴な自分たちの感情や考え方をかたちにしたのが自民党改正草案だと思いますので、真っ向から議論すると、相当に欠陥が出てくると思います。

■政治的、イデオロギー的立場を超えて

しかし、自民党は政権党ですから、改悪の危険性が現に目の前にあるわけです。戦争をやる体制になり戦端が開かれることになれば、戦場に真っ先に派遣されるのは、若い人たちです。安倍首相も年寄りも戦場には行きません。参議院選挙に向けて、政治的、イデオロギー的立場を超え、どう繋がっていくか。非常に重要なときだと思います。都知事選でも、各党派を超え、勝手連等が 50 以上結成されましたが、都知事選のような経験が一つの芽になって、国政選挙や他の自治体選挙に広げていくことが必要だろうと思っています。保守層の中にも、改憲に反対している人がいます。公明党は 96 条改正に慎重ですし、創価学会も 9 条改正には反対だと聞いています。改憲に反対する勢力を幅広く結集していく視点が必要だと思います。

9. 憲法を生かし、権利を実質化させる

■改憲か護憲かという議論と同時に…

わたしは実務家ですので、改憲か護憲かという議論に少し違和感を覚えるところがあります。つまり、いまの憲法の基本的人権を定着させる運動を同時におこなわれなければならないと感じています。

生活保護をめぐる偏見やバッシングに容易に世論がなびいていく、兵庫県小野市で生活保護受給者がパチンコをやっていたら通報しろというような条例が圧倒的多数で通るというのは、いかに憲法25条が定着していないかということです。25 条の生存権保障を社会に定着させるための運動、あるいは教育が必要です。大阪市で餓死した女性は、おそらくそういう教育が受けられていなかっただろうと思います。

■権利を実質化させる視点で

憲法 28 条には勤労者の団結権、団体交渉権の規定があります。これも高校で習いはしますが、ただ教えられても、具体的な権利行使が難しい。労働組合の作り方、団体交渉の仕方を授業のなかできちんと教えるべきだと思います。集会・結社、表現の自由も、ただ座学で教えるのではなく、権利行使するために、デモのやり方、集会のやり方、ビラのまき方を教える実践的な教育が重要です。いかにして憲法で保障されている基本的人権を実質化させるかという視点がこれまでは欠けていたんじゃないかと思います。だから、基本的人権があまり身に付いていないし、偏見がある。その点について、護憲運動をやる側の反省と、これからの取り組みが必要だと感じます。

非常に危機的状況ですが、憲法について学び直し、その精神を受け継ぐチャンスだとも思います。一緒に、あるいは各地で、やっていけたらと思います。

10. 質疑応答

①タレントの母親は不正受給ではなかったとの話がよく理解できません。

■扶養義務者の扶養は「要件」ではない

タレントは高収入を得ているのにお母さんが生活保護をもらっているのはおかしい、不正受給じゃないかという報道も一部でなされました。戦前の救護法という、生活保護と同じような制度においては、家制度のもと、家族の中に扶養能力がある人がいれば生活保護申請は却下されていました。

戦後、家制度はなくなり、個人の尊重が基本になりました。民法も変わり、生活保護も変わりました。扶養義務者の扶養は「要件」になっていません（生活保護法 4 条）。ですから、生活保護申請は認められ

ます。ただし、扶養能力のある人から支援があった場合には、収入認定され、生活保護費は減額されます。

家族に高収入を得ている人がいれば受給しては駄目で不正受給だというのは戦前の考え方で、今の制度はそうではありません。世界的流れも同じです。

■納税による所得の再分配で責任を果たす

また、高収入を得ている人は、その分の税金を払います。税金を払うことで、所得の再分配機能によって責任を果たすことが社会保障制度の基本です。家族に扶養能力のある人は生活保護を受けてはいけないかのような考え方は戦前的発想であり、自民党が考えている、社会保障は自立、自助を基本とすべきという考え方です。

②福祉優先を問題視する意見をどう思いますか。

■消費税導入前年の法人税・所得税レベルに

福祉の場合、必ず財源が問題にされますね。マスコミも含め、国家財政が悪化している場合は消費税増税しかないかのような言われ方がなされますが、非常に問題です。財源問題もきちっと議論すれば解決の道はあります。

例えば、消費税は 1989 年に 3%で導入され、1997 年に 5%に引上げられました。一方、所得税の最高課税率は、1983 年までは 75%、1988 年までは 60%でしたが、1989 年に 50%、1999 年に 37%に引下げられ、現在は 40%です。消費税の導入や引上げの直後で、所得税が引下げられています。法人税も同様です。消費税導入前年レベルに所得税と法人税を戻せば、消費税を上げる必要がありません。

■個人資産に富裕税をかける等、税制見直しを

日本には、1400 兆円くらいの個人金融資産があると言われています。そして、個人が持っている不動産の資産を全部あわせれば、個人資産は 8000 兆円と言われています。この 8000 兆円に 1%の富裕税をかければ 80 兆円の税収が得られます。

いまの所得税や法人税、消費税などの税収を全てあわせても 40 兆円しかなく、あとは国債を発行して借金でやっているわけです。税制を変えていくことを考えるべきだと思います。そういう提案が必要だと思いますが、なぜか、マスコミも含めて税制といえば消費税増税が前提で議論されています。

■貧困が広がる一方で年収 5 千万円以上が激増

反貧困運動はこれから「税金は金持ちから取れ運動」をやります。何千億、何兆円と持っていても、あの世に持っていけません。生きている間に社会的に有効に使おうという金持ちは必ずいるはずです。アメリカのバフェットというビル・ゲイツに並び立つ投資家が、金持ちの税金を上げるべきだと言っています。

日本は格差が広がり、ワーキングプアが広がり、サラリーマンの平均賃金が 1997 年 467 万から下がり続け、2011 年は 409 万円です。一方で年収 5 千万円を超える人が激増しています。これは報道されません。わたしたちがサラ金運動をやるときは、高額納税者が発表され、ベスト 10 に武富士やアコムの社長がいたので、こんなに稼いでいるなら金利を下げていいはずだと言って使っていましたが、国税局は 10 年前から高額納税者の発表をやめています。

■高所得者の方が軽い税金負担率のおかしさ

わたしは『週刊金曜日』の編集委員をやっていますが、武田知弘さんという元大蔵官僚が『税金は金持ちから取れ』という本を「金曜日」から出しています。彼はデータに基づいて正確な分析をやっています。

例えば、2010 年のトヨタ自動車社長の豊田章男さんは約 3 億 4000 万円の年収があります。この人が負担している所得税、住民税、社会保険料は 20.7%です。一方、同じ年のサラリーマンの平均収入は約 430 万円。サラリーマンは所得税、住民税、社会保険料を合わせて 34.6%の負担率です。年収 3 億 4000 万円の人のほうが負担率が軽い。なぜかと言うと、トヨタ自動車社長の 3 億 4000 万円の 3 分の 2、2 億数千万円は持ち株の配当金なんです。2003 年、小泉・竹中時代の証券優遇税制によって、株の配当金等への申告分離課税で適用される税率を 20%から 10%に軽減したため、所得税と住民税を合わせて 10%しか払う必要がなくなったからです。

武田さんが長年大蔵官僚をやってきた感覚では、金持ちはケチだというんです。金持ちの代表が経団連です。ケチだから税金のことを一生懸命考えている。消費税を上げたら、すぐ所得税・法人税を下げろと要求をする。ところが、庶民は国も大変なら消費税もそろそろ上がっても仕方ないかと思ってしまう。税金のことをあまりにも勉強していないということです。

■ジャパン・アズ・ナンバーワン時代の税率

金持ちは貯金したままですから、お金は社会に回りませんので、経済活性化に役に立ちません。それを税金というかたちで社会に還元していけばもっと景気がよくなります。それから、GNP・GDP が上がっているのに労働者の平均賃金が下がっているのは日本だけです。そういう面では労働組合がだらしないとも言えます。財源はある、そういう税制を踏めばいいわけです。消費税を上げたとしても国家予算すべてのカバーは無理なわけですから、金を持っている人から取るということをなぜ考えないのか。

1980 年代というのは、日本経済がジャパン・アズ・ナンバーワンと言われ、非常に活力のあった時期です。そのときの法人税や所得税はとても高かった。ですから、いまの経営者側の言い方で、税金を上げられると活力が失われるなどというのは出鱈目です。法人税は収益にかかってきますから、損した法人は税金を払っていないわけです。収益から取るわけで、競争力云々という問題は全く出鱈目です。わたしたちは騙され、所得税や法人税は下げられて金持ちは減税され、庶民・貧乏人に重い消費税だけは上げられようとしている。もっと怒らなきゃダメなんです。

③「緊急事態」とはどんなことが想定されますか。

■関東大震災時に布かれた戒厳令を思うと…

「緊急事態」とは、テロや海外から武力侵攻を受けたときということが一番考えられるでしょうが、自民党の議員は、東日本大震災などの自然災害や原発事故が起こったときなども考えているようです。けれど、緊急事態を宣言することによって、本当に被災者の救済・復興がうまくいくのか。震災については、戦前の関東大震災のときに戒厳令が布かれたケースがありますね。震災にかこつけていろんな暴動が起こることを予測しているのかなと思いますが、東日本大震災・福島原発事故が発生した際の日本の被災者は混乱に陥ることがなく耐えて、いかに日本の被災者が立派かと諸外国が賞賛しているような状態で、緊急事態が必要なのかというのは非常に疑問があります。

④改憲は貧しい層にどのような影響があるか。

■戦闘の前線に送られた貧しい若者たち

いま、貧しい人から重い税金をとり、生活保護費の大幅削減や社会保障費を削減しようとしていますが、この狙いは 2 つあるのではないかと思います。1 つは、軍事費を増強するために社会保障を削減することです。今回も生活保護費を 3 年で 670 億円削減し、防衛費を 400 億円上乗せしましたね。

もう 1 つ、日本が、集団的自衛権を認め、国防軍をつくって具体的な戦闘に巻き込まれるようになると、自衛隊に戦死者が出ます。戦死者が出るようなものにどの程度の人が集まるのか。その供給源として、貧困層の若者を考えている可能性があると指摘している学者もいます。アメリカを見ると、貧困格差が非常に広がっています。大学の授業料が非常に高く、授業料を払うために若者が多額の奨学金ローンを抱えていますが、大学を卒業しても仕事が見つかりません。「ウォール街を占拠せよ（オキュパイ運動）」でも、奨学金ローン債務を抱えた若者たちが参加していました。因みに、アメリカでは破産しても奨学金債務は免除されません。そういう人が唯一、学費を免れるのは軍に入ることです。軍に入れば学費は軍が立替えてくれます。イラクやアフガニスタンで前線にいっている人は非常に貧しい家庭の出身者です。

■大学生の 2 人に 1 人が奨学金債務を抱える

日本ではいま、大学に行く人の 2 人に 1 人が奨学金債務を抱えています。その 7 割の人は利子付債務です。日本の返済しなければいけない奨学金はローンです。ローンを抱え、仕事がなくて返せない人が

増え、いま、30 万人以上が奨学金債務を滞納し、1 万人近くの人が裁判を起こされています。簡易裁判所は、以前はサラ金が大手を振っていましたが、今は日本学生支援機構という昔の日本育英会が原告となって奨学金債務を取り立てています。そういう状況におかれた若者にとって軍に入れば免除されるということになれば、国防軍の供給源になります。貧しい人が最前線で戦わなければならない社会というのは、誰もが居心地のいい社会ではなくなります。

⑤TPP は大問題だと思います。いかがでしょう。

■国家や自治体に、いま問われていること

TPP というのは国と国との関係よりも、多国籍企業の進出をいかにしやすくするかということが念頭に置かれています。多国籍企業の大きな会社というのはアメリカの企業が多いですから、アメリカの企業が進出しやすくする制度で、そのために日本の国民皆保険制度や農業、諸々の制度が破壊されてしまうだろうと言われています。しかも、TPP の中で、企業が国や自治体をうったえることができる ISD 条項があるわけです。自治体等が地域の農業や医療に保護制度をつくることによってアメリカの企業が損害を被った場合、アメリカの企業が損害賠償請求をできる。つまり、国家というよりも、一つの企業の利益をとことん追求させるような制度です。アメリカの今の動きは、企業の代弁者です。アメリカ国民全体のためにもならないと思います。

国家や自治体は、国民の人権や生活を守るためにどういう行動をすべきかということが、いま、問われていると思います。今の保険医療制度や農業を破壊するものをおめおめと飲むというのは、それこそ売国奴ではないかと思います。

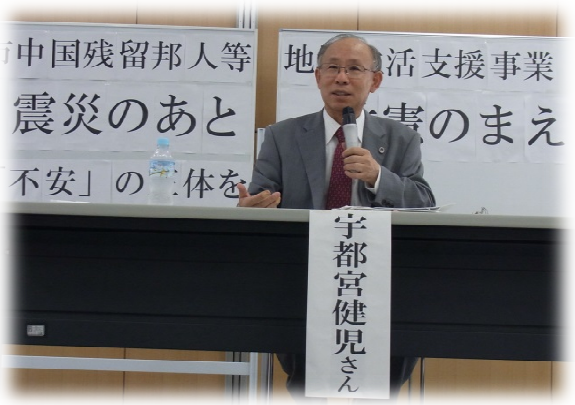

11. おわりに
私たちは微力であっても決して無力ではない

いま、どういう行動をすればいいのか、戸惑いを持たれている人も多いかもしれません。

最近、読んだ本のなかに、非常にいい文章があったので紹介します。そこには、「100 年の単位で見れば、人類は、奴隷制度や植民地主義などを克服してきている。わたしたちは微力ではあっても、決して無力ではない。わたしたちの意思が前に向かっているかぎり、少しずつであっても社会を変えることができる。」そういう言葉がありました。

わたしたち一人ひとりは微力でも、それはまったく無力ということはない。社会を少しずつ変えることができる。ギスギスした社会ではなく、中国帰国者の方も、在日朝鮮人、在日韓国人の方も、気持ちよく、人間らしい生活ができる社会、互いが支え合い、助け合えるような落ち着いた社会をつくるために。憲法の改悪をさせないために。一人ひとりは微力ですが、ちからをあわせ、がんばっていきましょう。

（文責：編集委員会）

■宇都宮健児さん（弁護士・反貧困ネットワーク代表）

1946 年、愛媛県生まれ。日本弁護士連合会前会長。「弱者」の側に立ち、悪徳商法被害や多重債務問題、貧困問題にいちはやく取り組んできた。「全国ヤミ金融対策会議」代表幹事、「反貧困ネットワーク」代表、「年越し派遣村」名誉村長などをつとめる。『13 歳から学ぶ日本の貧困 日本をむしばむ“貧困”が 60 分で見えてくる』（青志社，2009 年）、『反貧困の学校 貧困をどう伝えるか、どう学ぶか』（共編著，明石書店，2008 年）など著書・編著書多数。